

インターネットバンキングの不正利用被害に対する補償について

当組合のインターネットバンキングをご利用いただき、誠にありがとうございます。

当サービスをご利用にあたり、お客さまにおかれましても、不正利用対策を実施していただいているものと思われまます。当組合では、万一不正利用被害があった場合「預金等の不正な払戻しによる被害に対する補償」をいたします。

下記に掲載いたします「補償の対象とならない又は補償の減額となる主なケース」に該当した場合、補償を受けることができない場合がございますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1 預金等の不正な払戻しによる被害に対する補償

けんしんインターネットバンキングご利用のお客さまが第三者による不正なアクセスを受け、預金等の不正な払戻しが発生した場合、当組合がお客さまの被害を補償させていただきます。

2 補償金額

1 契約あたり年間1,000万円を上限に被害額を補償いたします。

ただし、以下の「補償の対象とならない又は補償の減額となる主なケース」に該当する場合は補償対象となりません。

3 補償の対象とならない又は補償の減額となる主なケース

お客さまのご利用状況を判定することについては、当組合の調査やセキュリティー対策の状況、お客さまのご申告、警察当局による捜査結果等を踏まえ、当組合が検討・判定した結果に基づきます。

① セキュリティー対策を実施されていない場合

- ・ご利用のパソコンの基本ソフト（OS）やWEBブラウザ、パソコンにインストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していない。
- ・ご利用のパソコンにおいて、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやWEBブラウザ、ソフトウェアを使用している。
- ・ウイルス対策ソフトが導入されていない、また、導入されていても最新の状態に更新されていない。
- ・けんしんインターネットバンキングの各種パスワードが定期的に変更されていない。
- ・当組合が無償で提供している不正送金対策ソフト「PhishWallプレミアム」が導入されていない。

② 身に覚えのない残高変動や不正取引が発生した日の翌日から30日以内に当組合へ事故のお届けをいただけなかった場合

③ お客さまの故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害

④ 正当な理由なく、ログインIDやパスワード、暗証番号等の本人確認情報や本サービスを使用するパソコン等を他人に提供・貸与した場合

⑤ お客さまの会社関係者、ご家族または使用人自ら行った盗用または加担した盗用によって生じた損害の場合

⑥ 警察に被害届を提出していなかった場合

⑦ 取引が発生した際に、当組合による調査および警察による捜査へご協力いただけなかった場合

⑧ お客さまが、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

⑨ パソコン等端末機等が盗難に遭った場合、ログインIDや各種パスワードや暗証番号等を端末機に保存していた場合

⑩ 当組合が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法でフィッシング詐欺等に騙され、不用意にログインIDやパスワード・暗証番号等を入力してしまった場合

⑪ お名前、ご住所、電子メールアドレス等の変更に係る当組合所定の手続きが行われていない場合

⑫ お客さまが日本国外にお住まい、または日本国外で利用された場合

⑬ 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用によって生じた損害の場合

4 事故発生時

預金等の不正な払戻しによる被害発生時には、お取引店まで、速やかにご連絡ください。

以上